

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成20年4月17日(2008.4.17)

【公表番号】特表2005-514287(P2005-514287A)

【公表日】平成17年5月19日(2005.5.19)

【年通号数】公開・登録公報2005-019

【出願番号】特願2003-559898(P2003-559898)

【国際特許分類】

B 6 5 D	5/63	(2006.01)
B 6 5 D	5/40	(2006.01)
B 6 5 D	33/38	(2006.01)
B 6 5 D	65/40	(2006.01)
B 6 5 D	75/62	(2006.01)

【F I】

B 6 5 D	5/74	Z
B 6 5 D	5/40	Z
B 6 5 D	33/38	
B 6 5 D	65/40	D
B 6 5 D	75/62	Z

【手続補正書】

【提出日】平成20年2月8日(2008.2.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

塑性変形可能な材料(14)から作られると共に、塑性変形されてそれ故に厚さの小さい薄壁の材料(4)でできた領域を有する凹部をその中に含むシール装置(2、2'、2")を備え、該シール装置は飲用ストロー(20)が前記凹部を通って挿入されたときに該飲用ストロー用の開口部を定めて飲用ストロー(20)に対するシールを形成する飲用容器(1'、1")又は飲用容器に接続されるように形成された部分において、前記凹部が、前記塑性変形領域において膨らみ(2a)の形状をしており、前記飲用容器(1'、1")又は前記部分に環形状の折り重ね部(12)を形成するように該膨らみ(2a)は折り返されて圧迫されており、該折り重ね部(12)は前記膨らみ(2a)の塑性変形された薄壁の材料(4)を取り囲んでいることを特徴とする、飲用容器(1'、1")又は飲用容器に接続されるように形成された部分。

【請求項2】

前記膨らみ部分の薄くなった材料(4)が、前記シール装置(2、2'、2")を通しての飲用ストロー(20)の挿入を容易にする型を押されていることを特徴とする、請求項1に記載の飲用容器(1'、1")又は飲用容器に接続されるように形成された部分。

【請求項3】

前記シール装置(2、2'、2")の材料(1、14)が異なる性質を有する2層以上の材料層から作られていることを特徴とする、請求項1又は2に記載の飲用容器(1'、1")又は飲用容器に接続されるように形成された部分。

【請求項4】

前記折り重ね部(12)の外側シール環(6)が、該折り重ね部(12)の内表面を全て又

は部分的に相互に貼り付けることによって補強されることを特徴とする、請求項 1～3 のいずれか一項に記載の飲用容器（1'、1''）又は飲用容器に接続されるように形成された部分。

【請求項 5】

塑性変形可能な材料（14）から作られると共に、塑性変形されてそれ故に厚さの小さい、薄壁の材料（4）でできた領域を有する凹部をその中に含むシール装置（2、2'、2''）を備え、該シール装置は飲用ストロー（20）が前記凹部を通って挿入されたときに該飲用ストロー用の開口部を定めて飲用ストロー（20）に対するシールを形成する飲用容器（1'、1''）又は飲用容器に接続されるように形成された部分を作る方法であって、該方法が

- 前記凹部の前記塑性変形領域が膨らみ（2a）を形成し、該膨らみ（2a）が環形状の折り重ね部（12）を形成するように折り返されて圧迫され、
  - 前記折り重ね部（12）が、前記膨らみ（2a）の塑性変形された薄壁の材料（4）を取り囲むように配置されること
- を特徴とする方法。